6 掛金のお手続きについて

◆掛金のお手続きとは

「掛金」とは、確定給付企業年金法に基づき、事業主の給付に関する事業に充てるために拠出する費用のことを指し、拠出する額は規約に基づいて計算されます。

この章では、掛金案内書類の確認から掛金を払込むまでの手続きについて説明します。

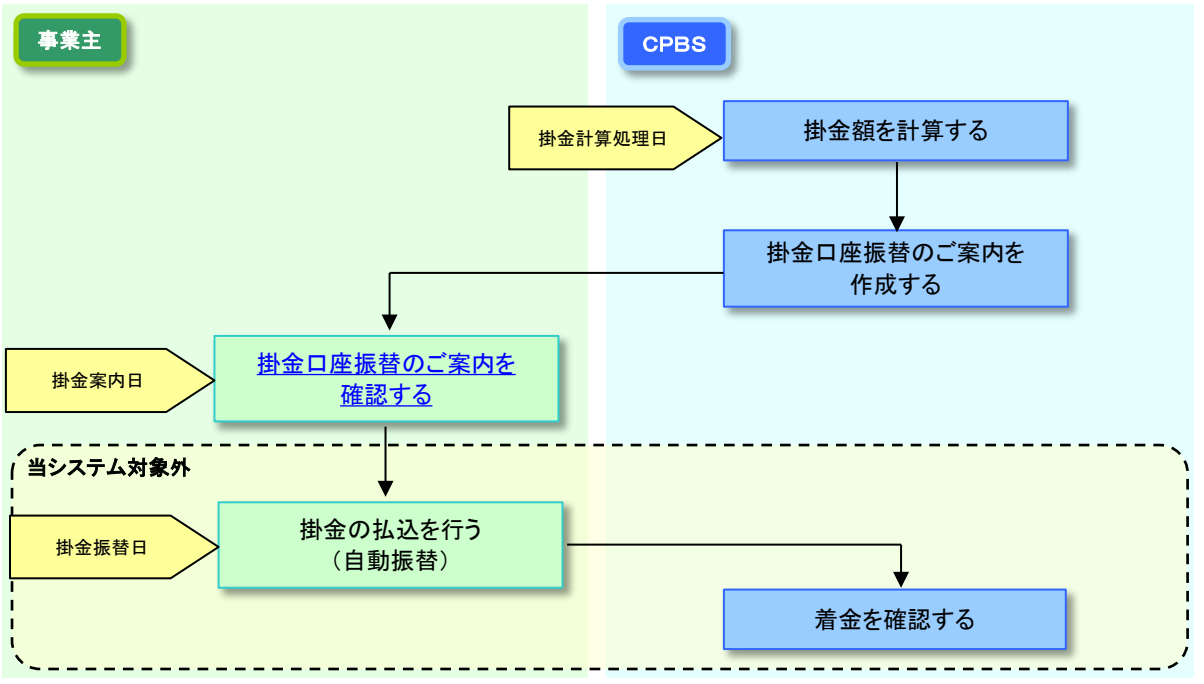
6—1. 掛金の払込を行う（銀行口座自動振替）

6—2. 掛金の払込を行う（銀行口座振込）

第6章　1．掛金の払込を行う（銀行口座自動振替）

掛金とは、確定給付企業年金法に基づき、事業主の給付に関する事業に充てるために拠出する費用のことを指し、拠出する額は規約に基づいて計算されます。 ※払込回数・方法・金額は事業主により異なります。
ここでは、銀行口座自動振替にて払込を行う場合の手続きについて説明します。

（1） 掛金の払込（銀行口座自動振替） 手続きの流れ



※ 掛金計算基準日 →　規約に定める掛金計算の基準となる日
※ 掛金計算処理日 →　掛金計算基準日に基づき所定の掛金計算を行う日
※ 掛金案内日　→　当期の掛金額を記載した案内書類を掲載する日

（2） 掛金の払込（銀行口座自動振替） 手続きのポイント

■ 掛金の払込を行う際の留意点（銀行口座自動振替）

留意点① 掛金の計算について

掛金は、規約に定める掛金計算基準日に在籍している加入者の人数や給与などに基づき計算されます。
掛金計算は所定の掛金計算処理日（掛金計算基準日の数営業日前）に行われます。
また、追加加入や資格喪失などの手続きが掛金計算処理日を過ぎた場合は、次回の掛金案内にて精算が発生する場合があります。

留意点② 掛金の払込について

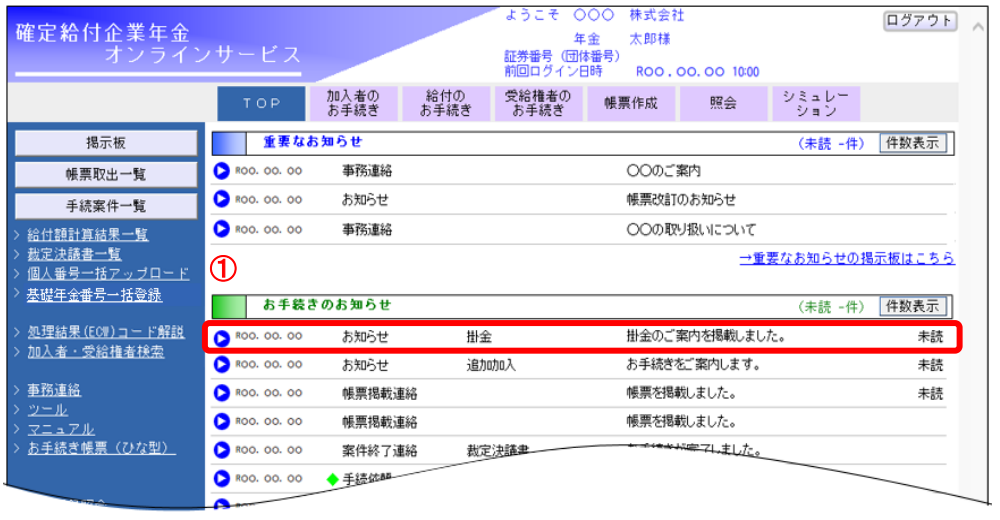
指定の銀行口座より自動振替いたします。口座振替日が指定銀行の営業日でない際は、翌営業日に振替が行われます。
また、当期掛金額および振替日については**【掛金口座振替のご案内】**にてご確認ください。

（3） 掛金の払込（銀行口座自動振替） 手続きの手順

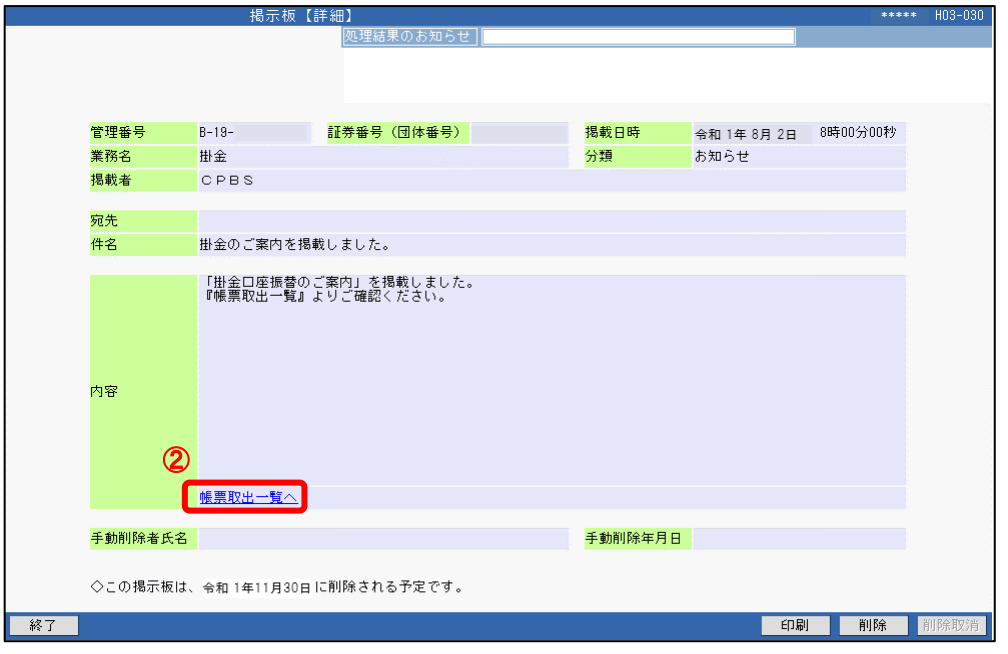
■ 掛金口座振替のご案内を確認する　事業主

掛金払込月の中旬の掛金案内日に、**トップページ**の**「お手続きのお知らせ」**に
「掛金のご案内を掲載しました。」が掲載されます。
「帳票取出一覧」より**【掛金口座振替のご案内】**を取出し、内容を確認します。

① トップページの**「お手続きのお知らせ」**より、**「掛金のご案内を掲載しました。」**を選択します。



②「掲示板【詳細】」画面にて、内容を確認のうえ、**『帳票取出一覧へ』**を選択します。



③「**帳票取出一覧**」画面より、**【掛金口座振替のご案内】**を取出し、内容を確認します。

⇒「**第4章　各機能について**」参照

◇ 掛金案内日に作成される帳票

帳票	帳票説明
掛金口座振替のご案内	当期の掛金額を案内する帳票

※ 制度により、所定の掛金計算処理日の翌々営業日に**【異動のお知らせ】**（掛金額の算定に影響を及ぼした当期の異動記録）が作成される場合があります。

◆ 掛金の払込を行う（当システム対象外）

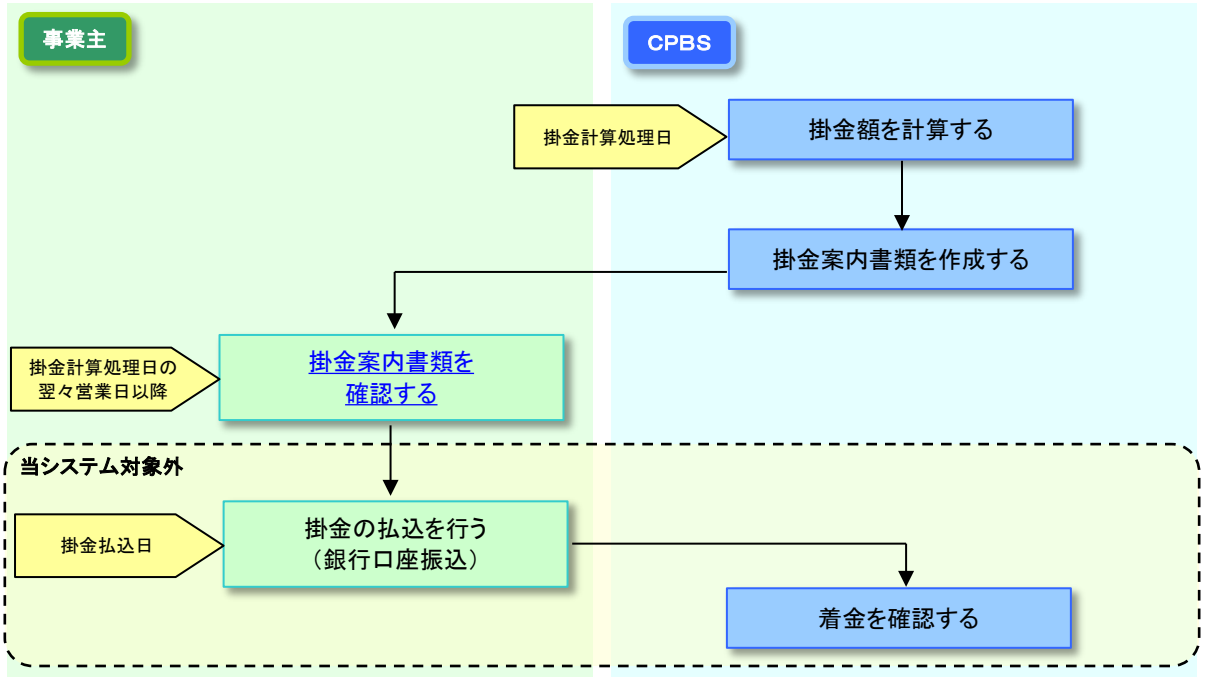
④ 振替日の前営業日までに当期の掛金を準備します。
※ 当期掛金額および振替日については**【掛金口座振替のご案内】**にてご確認ください。

⑤ ご指定の銀行口座より自動振替されます。
※ 口座振替日が指定銀行の営業日でない際は、翌営業日に振替が行われます。
※ 領収証の発行はいたしません。ご了承ください。

第6章　2. 掛金の払込を行う（銀行口座振込）

掛金とは、確定給付企業年金法に基づき、事業主の給付に関する事業に充てるために拠出する費用のことを指し、拠出する額は規約に基づいて計算されます。 ※払込回数・方法・金額は事業主により異なります。
ここでは、銀行口座に振込を行う場合の手続きについて説明します。

（1） 掛金の払込（銀行口座振込） 手続きの流れ



※ 掛金計算基準日 →　規約に定める掛金計算の基準となる日
※ 掛金計算処理日 →　掛金計算基準日に基づき所定の掛金計算を行う日

（2） 掛金の払込（銀行口座振込） 手続きのポイント

■ 掛金の払込を行う際の留意点（銀行口座振込）

留意点① 掛金の計算について

掛金は、規約に定める掛金計算基準日に在籍している加入者の人数や給与などに基づき計算されます。
掛金計算は所定の掛金計算処理日（掛金計算基準日の数営業日前）に行われます。
また、追加加入や資格喪失などの手続きが掛金計算処理日を過ぎた場合は、次回の掛金案内にて精算が発生する場合があります。

留意点② 掛金の払込について

当期の掛金を掛金払込月の翌月末日までに受託会社指定の銀行口座へお振込みください。口座振込日が指定銀行の営業日でない際は、翌営業日までにお振込みください。
また、当期掛金額については【掛金案内書】にてご確認ください。

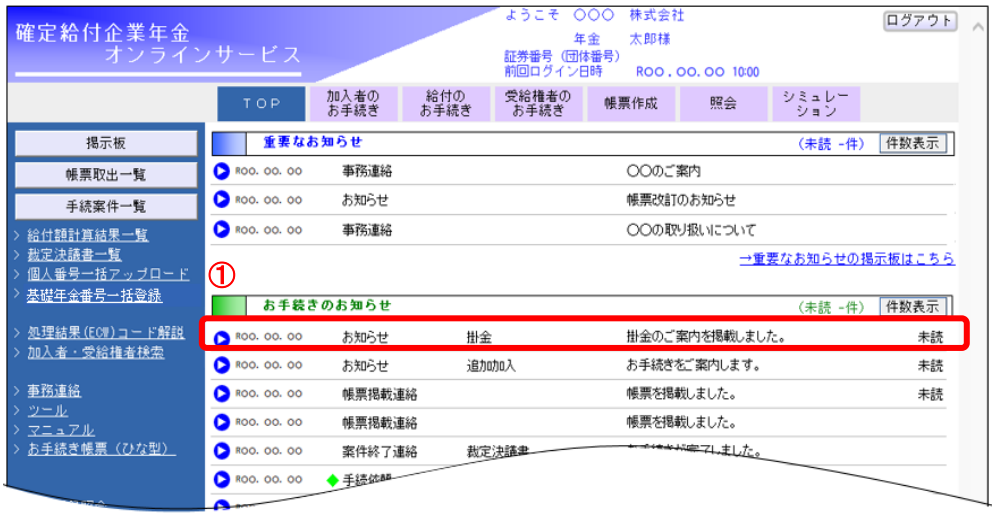
（3） 掛金の払込（銀行口座振込） 手続きの手順

■ 掛金案内書類を確認する

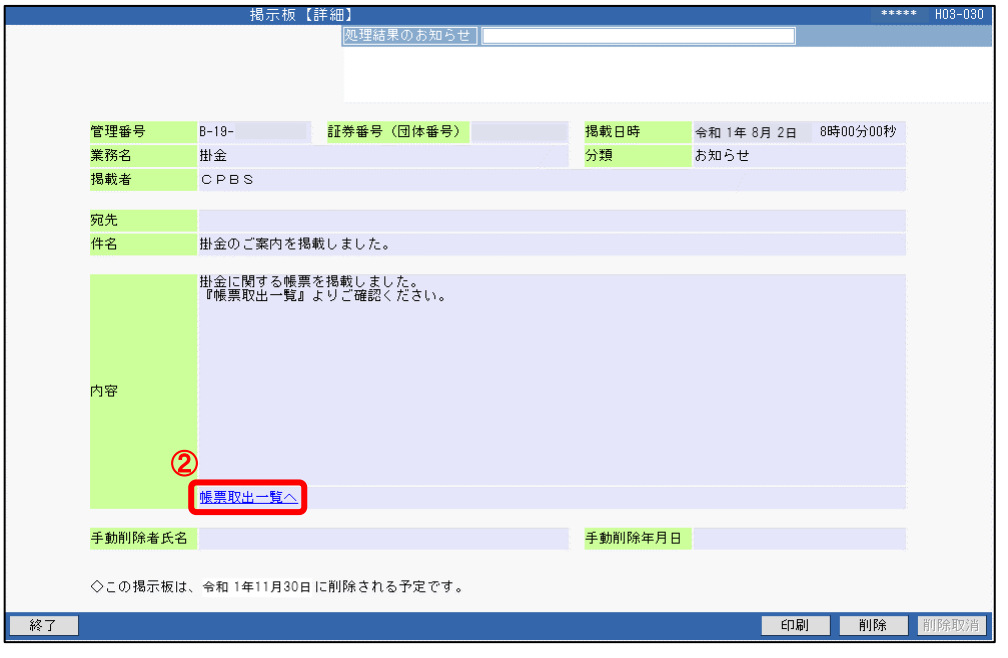
事業主

掛金計算処理日の翌々営業日に、**トップページ**の**「お手続きのお知らせ」**に
「掛金のご案内を掲載しました。」が掲載されます。
「帳票取出一覧」より掛金案内書類を取出し、内容を確認します。

① トップページの**「お手続きのお知らせ」**より、**「掛金のご案内を掲載しました。」**を選択します。



② 「掲示板【詳細】」画面にて、内容を確認のうえ、**『帳票取出一覧へ』**を選択します。



③「**帳票取出一覧**」画面より、**【掛金案内書】【振込依頼書】**を取出し、内容を確認します。

⇒「**第4章　各機能について**」参照

◇ 掛金計算処理日の翌々営業日に作成される掛金案内書類

帳票	帳票説明
掛金案内書	当期の掛金額を案内する帳票
振込依頼書	指定口座への掛金振込において使用する帳票

※ 制度により**【異動のお知らせ】**（掛金額の算定に影響を及ぼした当期の異動記録）が作成される場合があります。

◆ 掛金の払込を行う （当システム対象外）

④ **【振込依頼書】**をご使用いただき、口座振込日までに当期の掛金を受託会社指定の銀行口座にお振込みください。

※ 当期掛金額については**【掛金案内書】**にてご確認ください。

※ 領収証の発行はいたしません。ご了承ください。